

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正	2008年4月1日	2012年4月1日
	2015年4月1日	2016年4月1日
	2021年4月14日	

(選考実施要項の決定)

第1条 学部・学科変更選考実施要項は、入試委員会において原案を作成し、教学審議会の審議を経て、学長が決定する。

(出願)

第2条 出願に際しては、「在学」「修得」はそれぞれ見込みを含むものとする。

(提出書類)

第3条 学部・学科変更志願者(以下「志願者」という。)は、次に指定する書類に検定料を添えて、入試センターに提出しなければならない。

- (1) 在籍学部長の承諾書(本学交付の用紙)
- (2) 学部・学科変更願書(本学交付の用紙)
- (3) 写真票等(写真は最近3か月以内に撮影した脱帽・正面上半身3cm×4cm)
- (4) 成績証明書及び単位修得見込証明書
- (5) その他当該学部の指定する書類

(選考方法)

第4条 選考については、当該学部教授会において選考の上、当該学部長の進達により、学長が変更を許可する。

(不合格者の扱い)

第5条 志願者で不合格になった者は、引き続き原籍の学部・学科・学年次に所属するものとする。

(検定料)

第6条 検定料は、当該年度の入学検定料と同額とする。

(所管)

第7条 学部・学科変更に関する業務は、入試センターが行う。

附 則

この施行細則は、1986年1月16日から施行する。

附 則

この施行細則は、1988年7月14日から施行する。

附 則

この施行細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2021年4月14日から施行する。ただし、第3条及び第7条の規定は、2021年4月1日から適用する。